

6月定例会で可決された意見書

再審法改正を求める意見書

冤罪は、最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は、我が国にとってはもちろん、地域住民の生命・財産を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題であるといえる。

ところで、冤罪被害者を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。

このように、言わば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によってまちまちとなっており、再審請求手続の審理の安定した進行が制度的に担保されていない状況にある。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くの事例では、再審段階で明らかになった、警察や検察庁といった捜査機関の手にある証拠が、冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。

したがって、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応により、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が必要である。

また、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、再審請求を行った方の速やかな救済が遅れる原因となっている。

しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。

そこで、再審開始決定という、言わば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めることは、法改正により制限するべきである。

よって、冤罪被害者を早く確実に救済するために、一刻も早く再審法を改正するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月20日

綾瀬市議会議長 齊藤 慶吾

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣 あて

給食の無償化に際し、質・量の確保を担保する
ための国による十分な予算措置を求める意見書

学校給食は、成長期にある児童・生徒の心身の発達において極めて重要な役割を果たしている。また、子育て中の保護者の立場からみても、家事の負担軽減が図られるなど、子育て支援策としても重要な施策となっている。しかしながら、近年の物価高騰の影響により、多くの自治体で給食の質及び量の確保が困難となり、給食食材費の値上げが行われている実態がある。

このような中、国による給食無償化の実現は、給食の安定供給と成長期の児童・生徒の心身の健康、子育て世帯の負担軽減、また少子化対策への貢献という面からも、極めて重要な政策的意義を有する。

令和7年2月に自民党、公明党の政府与党と日本維新の会の三党合意により、小学校における全国一律の給食無償化を令和8年度から実施し、中学校についても可能な限り早期の実現を図る方針を示している。

給食無償化の開始時期について、具体的な方向性が示されたことは、歓迎すべきである。しかし全国一律の無償化により、自治体ごとに格差が生じる懸念が想定される。自治体によっては、十分な予算配分が行えないことも想定され、その結果、給食の質や量の維持が困難となることが考えられる。

したがって、国は給食の質と量の維持・向上という観点から十分な予算措置を行うべきである。

国は給食無償化の実施に当たっては、全ての児童・生徒の健やかな成長を促す上において、給食の質及び量の担保を可能とする十分な予算措置を講じるとともに、自治体格差が生じないよう次の事項について特段の取組を強く求める。

- 1 給食無償化の実施に当たっては、物価高騰等の影響により給食の質や量が低下することのないよう、国による適切な制度設計と十分な予算措置を講じること
 - 2 長期欠席児童・生徒や学校外で学ぶ子供たちにも給食無償化の恩恵が及ぶよう、柔軟かつ実効性のある支援制度を整備すること
 - 3 中学校の給食無償化についても可能な限り早期実現を図ること
- 以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和7年6月20日

綾瀬市議会議長 齊藤 慶吾

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 文部科学大臣 あて

あやせ市議会だよりに
ユニバーサルデザインフォントを
導入しました

あやせ市議会だよりでは、誰にとっても読みやすく、
分かりやすい紙面にするため、ユニバーサルデザイン
フォント（UDフォント）を導入しました。

「文字のかたちが分かりやすいこと」、「文章が読みやすいこと」、「読み間違えにくいこと」などをコンセプトに開発されたUDフォントの特徴として、文字の判別がしやすいこと、濁点・半濁点の区別が付きやすいことなどが挙げられます。

比較（文字の太さ設定は同じ）

従来のフォント

UDフォント

ブ → ブ

【従来のフォント】
あやせ市議会だよりは
ユニバーサルデザイン
フォントを使用してい
ます。

【UDフォント】
あやせ市議会だよりは
ユニバーサルデザイン
フォントを使用してい
ます。

『意見書』とは

市民の皆さんからの要望や意見を、国政や県政に反映させるため、地方自治法第99条「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」との規定に基づき、国や県に対し議長が議会を代表して提出するものです。

議会の動き

●5月
20日 議会全員協議会
26日 議会運営委員会

●6月
2日 6月定例会本会議（初日）・議会運営委員会・議会全員協議会
5日 市民福祉常任委員会
6日 経済建設常任委員会
9日 総務教育常任委員会
11日 基地政策特別委員会
16日 6月定例会本会議（第2日）
17日 6月定例会本会議（第3日）・議会運営委員会
20日 6月定例会本会議（最終日）・議会全員協議会・議会報編集委員会

●7月
18日 議会全員協議会・議会運営委員会
28日 7月臨時会

●8月
31日 議会報編集委員会・厚木基地に関する要望書提出（防衛省ほか）
1日 議会運営委員会行政視察（東京都狛江市）
6日～7日 基地政策特別委員会行政視察（石川県小松市・小松基地）


